

発議第4号

北広島市議会会議規則の一部を改正する規則について

北広島市議会会議規則（平成8年広島町議会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和5年3月20日提出

発議者	北広島市議会議員	中	川	昌	憲
賛同者	同	沢	岡	信	広
	同	木	村	真	千子
	同	山	本	博	己
	同	鶴	谷	聡	美
	同	佐	藤	敏	男

提案理由

災害等の発生又は重大な感染症のまん延等により構成員が開会場所に参集が困難であると招集権者が認める場合に、オンラインによる方法で委員会等の会議に出席、かつ、協議等の場を開くため、所要の改正を行うものです。

北広島市議会会議規則の一部を改正する規則

北広島市議会会議規則(平成8年広島町議会規則第1号)を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(定足数に関する措置) 第94条 略</p> <p>(出席委員に関する措置) 第94条の2 <u>この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。</u></p> <p>(委員外議員の発言) 第117条 略 2 略 3 <u>前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u></p> <p>(不在委員) 第129条 <u>表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席) 第142条 略 2 略 3 <u>前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p>(協議又は調整を行うための場) 第166条 略</p> <p>(協議等の場の開催方法の特例) 第166条の2 <u>前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u></p>	<p>(定足数に関する措置) 第94条 略</p> <p>(委員外議員の発言) 第117条 略 2 略</p> <p>(不在委員) 第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(紹介議員の委員会出席) 第142条 略 2 略</p> <p>(協議又は調整を行うための場) 第166条 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。